

○ 各種事務事業の取扱い——保健衛生（保健・衛生）

細目	新潟市	黒埼町	調整方針案
伝染病予防	・三種混合、日本脳炎、麻疹、風しんについては、市委託医療機関で接種 ツベルクリン、ポリオについては、集団接種	・すべて集団接種	新潟市の制度を適用する。
その他の事業	制度なし	精神障害者医療費の助成 精神分裂病、そううつ病、てんかんの精神障害者に医療費の一部を助成	黒埼町の制度は現行のとおりとし、新潟市としても、黒埼町の現行制度を踏まえ補助制度の新設を検討する。
難病対策事業	①日常生活用具の貸出 エアーマット、電動ギャッジベットほか（無料） ②難病患者介護手当の支給 65歳未満の特定疾患で在宅6か月以上寝たきり患者と同居し、生計を共にしている人等に支給（支給条件あり） 支給額 月額5,000円	①制度なし ②制度なし	黒埼町においても適用する。
栄養指導事業	食生活改善推進委員	保健委員（食生活改善推進委員・母子推進委員を兼務）	黒埼町の保健委員は、当分の間市の食生活改善推進委員として存続する。
そ族昆虫駆除事業	1.害虫駆除 公共発生源の薬剤散布を市直営又は衛生組合等へ委託して実施（薬剤の交付有り） 2.自治会の薬剤購入に対する助成 乳剤1kg当たり 315円 粉剤1kg当たり 160円 3.アメシロ薬剤購入費の補助 制度なし（防除器具の無料貸出あり）	1.害虫駆除 自治会に対応 2.自治会の薬剤購入に対する助成 購入費の1/2補助 3.アメシロ薬剤購入費の補助 購入費の1/2補助	現行のとおりとする。 なお、実態を見極めながら、制度の見直しを図る。 ↓ （協議中）
	薬剤散布機具購入の補助 購入費の1/3補助	薬剤散布機具購入の補助 購入費の1/2補助	黒埼町の制度を適用する。
骨粗しょう症検診事業	骨粗しょう症検診 (1)検査項目 骨密度測定（骨塩定量検査） (2)対象 18～39歳の女性 (3)個人負担 1,000円	制度なし	黒埼町においても適用する。

（協議会での発言要旨）

・そ族昆虫駆除事業⇒害虫駆除、自治会の薬剤購入助成、アメシロ薬剤購入補助については、実態を見極めながらとあるが、具体的な表現を。

○ 各種事務事業の取扱い——福祉（福祉全般・低所得者福祉）

細目	新潟市	黒埼町	調整方針案
生活保護	級地区区分 2級地の1 保護基準 33歳男、29歳女、4歳子 の場合 計 204,540円	級地区区分 3級地の1 保護基準 33歳男、29歳女、4歳子 の場合 計 178,210円	新潟市の制度を適用する。（黒埼町の級地区区分は、合併時に新潟市と同じになる）
法外援護	1.小中学校入学祝品の支給 文具券 5,000円 2.中学校卒業祝品の支給 文具券 5,000円 3.交通災害共済組合加入金助成 1人につき 500円	1.制度なし 2.制度なし 3.制度なし	黒埼町においても適用する。
歳末慰問金品の支給	生活保護・在宅寝たきり老人の介護人に対し、支給 ・生活保護者に対し、現金8,000円と物品引換券を年末に支給 ・在宅寝たきり老人の介護人に対し、2,100円相当の品物を年末に支給 市社協からの支給もあり ・生活保護世帯、福祉施設入所者に2,000円を支給 ・在宅重度障害者、在宅寝たきり老人に8,000円を支給	生活保護世帯、在宅寝たきり者、福祉施設入所者、交通災害遺児、長期入院者、生活困窮者に対し、支給 ・支給額 3,500円 町社協からの支給もあり ・上記の対象者に3,500円を支給	・行政の支給に関しては、合併時より新潟市の制度を適用する。 ・社会福祉協議会の支給に関しては、新潟市社会福祉協議会の制度を適用する。ただし、黒埼町支給対象者のうち3,500円を下回る場合は、当分の間、その差額について、地区社協で対応する。 ↓ （協議中）

（協議会での発言要旨）

・歳末慰問金品の支給⇒黒埼町においては、支給が打ち切られる人も出てくるので変更を。

○ 各種事務事業の取扱い——福祉（障害者福祉）

細目	新潟市	黒埼町	調整方針案
生活援護	制度なし	人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助 月2,000円を支給	合併時の黒埼町の対象者は当分の間、現行のとおりとする。ただし、黒埼町の現制度を踏まえ、新潟市への補助制度の新設を検討する。 ↓ （協議中）
	福祉電話等の貸与（前年所得税非課税世帯対象） ・福祉電話 1・2級の障害者の世帯で電話のない世帯に貸与 ・緊急通報装置 1・2級の障害者の世帯に貸与 ・特殊機能付電話 障害者のみの世帯で上肢不自由2級以上、聴覚障害の人に貸与	福祉電話等の貸与（前年所得税非課税世帯対象） ・福祉電話 新潟市と同じ ・緊急通報装置 新潟市と同じ。ひとり暮らしの重度身体障害者等に警備保障社に通報可能な装置を貸与 ・特殊機能付電話 制度なし	新潟市の制度を適用する。ただし、黒埼町の緊急通報装置については、当分の間現行のとおりとする。 ↓ （協議中）